申告は正しく早めに済ませましょう

個人所得のある人は、1月から12月までの1年間の所得総額と税額を計算して申告しなければなりません。今年の確定申告の受付日程は下の表のとおり2月18日(月)から3月15日(金)までですので、この期間内に申告をしてください。なお、2月20日(水)から22日(金)までは申告会場を移動するため、役場では申告を受け付けていませんので注意してください。

対象となるのは次の人です

①農業・漁業・小売業・サービス業などを営む人
②給与の収入が2千万円を超える人
③給与を2カ所以上の事業所から受けている人
④利子・配当・不動産・太陽光発電の余剰電力売却などの所得がある人
⑤公的年金等の所得がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要です。ただし、各種控除を申告することにより、町道民税等の算定に影響する場合があります。

確定申告納税相談の日程・会場

月	日	曜日	会場	時間
2	18	月	役場大会議室	9:00～16:00
	19	火		
	20	水	上尾幌コミュニティセンター	9:30～15:00
	21	木	尾幌酪農ふれあい館	10:00～14:00
	22	金	松葉地区集会所	9:30～16:00
	25	月	役場大会議室	9:00～16:00
	26	火		9:00～19:00
	27	水		9:00～16:00
	28	木		
3	1	金		
	4	月		
	5	火		9:00～19:00
	6	水		9:00～16:00
	7	木		
	8	金		
	11	月		
	12	火		9:00～19:00
	13	水		9:00～16:00
	14	木		
	15	金		

必要な書類などの確認を

▼収入や経費の内訳がわかる書類（現金出納帳、売上台帳、固定資産台帳、諸経費の領収書など）
▼源泉徴収票
▼生命保険料・地震保険料の控除証明書
▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・任意継続社会保険料・介護保険料の領収書等
▼印鑑
▼マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）
▼本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証等）

給与所得者でも税金が戻る場合があります

年末調整をした給与所得者でも、次の控除を受ける場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。

▼住宅借入金等特別控除／住宅ローンなどを利用して、住宅の新築や増改築などをしたときに、一定の要件に該当する場合は居住した年から所得税が軽減されます。

▼医療費控除／本人や家族が支払った医療費から保険などの補てん金額を差し引いた金額が、10万円または総所得金額等の合計額5％のうち、どちらか少ない金額を超えた金額が所得から控除されて所得税が軽減されます。

▼セルフメディケーション税制／特定健診等を受診した上で対象医薬品（OTC医薬品）を購入したとき、購入にかかった費用から保険などの補てん金額を差し引いた金額が1万2千円を超えた場合、その金額分が所得から控除されて所得税が軽減されます。

※医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか受けることはできません。なお、控除を受けるためには明細書の添付が必要です。

▼雑損控除／地震、火災、風水害などの災害や盗難などにより住宅や家財、現金などに損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合に所得税が軽減されます。

町道民税などの申告も忘れずに

所得税の申告の対象とならない人でも町道民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定のための申告をしなければなりません。

●問い合わせ／町民税係、釧路税務署☎0154－31－5100